

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(川内1、2号機 廃棄物搬出設備(4))」

2. 日時：令和2年4月7日 13時30分～15時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)

4. 出席者(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官※、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官※、

島田廃止措置係長※

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部 副部長 他12名※

5. 要旨

(1) 九州電力株式会社から、川内原子力発電所1号炉及び2号炉原子炉施設の廃棄物搬出設備の設置に係る設置変更許可について、資料に基づき、3月12日に実施した審査会合におけるコメント回答に関する説明があった。これに対し、原子力規制庁は、以下の点を含め、今後の審査にて引き続き確認していく旨を伝えた。

<全体>

○パワーポイント資料の内容は、補足説明資料にも記載すること。

○補足説明資料の各条文の説明において、該当する設備・機器等を明記すること。

<0312-1>

○補足説明資料添付資料4に記載されている設備をパワーポイント資料に追記すること。

○パワーポイント資料及び捕捉説明資料において、重要度分類の考え方と該当する設備を記載すること。

<0312-2>

○分別前処理について、雑個体廃棄物と焼却灰の相違点などの記載内容を充実すること。

<0312-3>

○線源について、圧縮固化処理棟の排ガス中の核種は何を想定しているか補足説明資料に追記すること。

○前処理設備の排気系統について、フィルタの設置目的等を追記すること。また、フードの大きさについても示すこと。

<0312-4>

○パワーポイント資料における雑固体廃棄物の処理フロー図について記載を充実

すること。(可燃物と不燃物の処理フロー図の具体的な処理を明確にし分かりやすくすること等。)

<0312-5>

○パワーポイント資料(P8)における圧縮減容対象と直接充てん対象を具体的に示すこと。

○工程⑤固体廃棄物搬出検査棟以降の搬出前までのフローについても記載すること。

(2) 九州電力株式会社から、今後のヒアリング等で説明していく旨、回答があった。

6. 配布資料

- ・川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 廃棄物搬出設備の設置について（審査会合における指摘事項に対する回答）
- ・川内原子力発電所 1号炉及び2号炉 設置許可基準規則への適合性について（廃棄物搬出設備） <補足説明資料>

以上